

第 1 章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

本市は、平成 18 年 1 月の合併後、約 10 年が経過する中で、平成 30 年度からスタートする新たな「津市総合計画」を策定しました。

津市都市マスタープランは、津市総合計画における目標を具体化するための計画の 1 つであり、市民の皆さんとともに、本市の特性を活かした都市づくりを推進するために必要な計画です。

これまでの都市は、人口増加を背景として市街地を拡大してきましたが、全国的な人口減少・少子高齢化の傾向は、津市においても同様であり、前計画策定時と現在の本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような状況の下、今後も本市が持続的に発展し、安心して暮らせる都市をつくりあげていくためには、国が提唱する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を念頭に置き、人口規模や経済規模に見合ったまとまりのある市街地を形成し、様々な都市機能がコンパクトに集積した生活利便性の高い都市を実現していく必要があります。

一方で、本市は郊外部の住宅密集地や既成の集落地なども有しており、これらの地域での暮らしや持続的な活動を支えるための都市づくりも合わせて検討していくことが重要です。

津市都市マスタープランは、このような社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、機能的で質の高い都市づくりを進め、にぎわいや活力増進を図り、持続的に発展できるような都市構造を構築するために策定するものです。



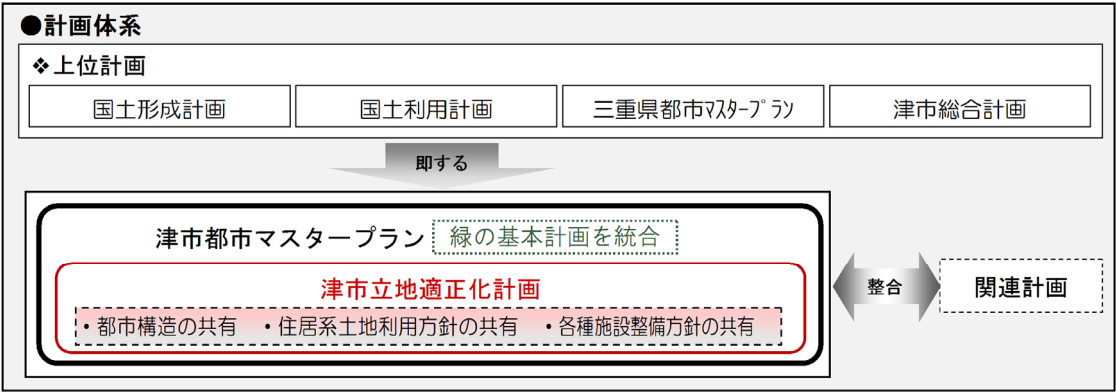
1－2 都市マスタープランとは

(1) 計画の位置付け

都市マスタープランとは、都市計画法第 18 条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的として策定します。

津市都市マスタープランは、上位計画である「国土形成計画」を始め、「国土利用計画」、「津市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（三重県都市マスタープラン）の内容に即するとともに、「津市公共施設等総合管理計画」を始めとする関連計画との整合を図ります。また、都市再生特別措置法第 81 条に基づいて策定した立地適正化計画は、都市マスタープランの一部とみなされます。

なお、集約型都市構造の実現に向け、拠点地域の集積性を高めていく中で、安全で快適な居住環境を維持・充実していくためには、緑の保全や創出の視点も重要な要素となります。このことから、都市マスタープランと緑の基本計画（都市緑地法第4条に基づく「緑化の保全及び緑化の推進に関する基本計画」）を統合することで、緑の分野と連携した一体性のある計画とします。



(2) 都市マスタープランの役割

本計画は、将来の都市像、都市構造を明らかにし、土地利用の方針、道路・公園などの都市施設の計画について全体構想、地域別構想を策定しながら、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。具体的には以下の4つの役割があります。

- ① 実現すべき具体的な都市の将来像を示します
② 都市の骨格形成の指針を示します
③ 都市づくりの個別事業等の指針を示します
④ 都市づくりの推進方策等を示します

(3) 計画対象区域

本計画の対象区域は津市全域とします。

都市マスタープランは都市計画に関する基本的な方針であるため、都市づくりの個別事業については都市計画区域が中心となりますが、都市計画区域に限らず、都市計画区域外のまちづくりについても示すこととします。

(4) 計画対象期間

計画期間は、2018 年（平成 30 年）度から 2027 年度までとします。

計画の策定に当たっては、おおむね 20 年後の都市将来像を展望し、これを実現するための計画期間内における具体の整備の方針を設定します。また、今後の社会情勢の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-3 計画の内容

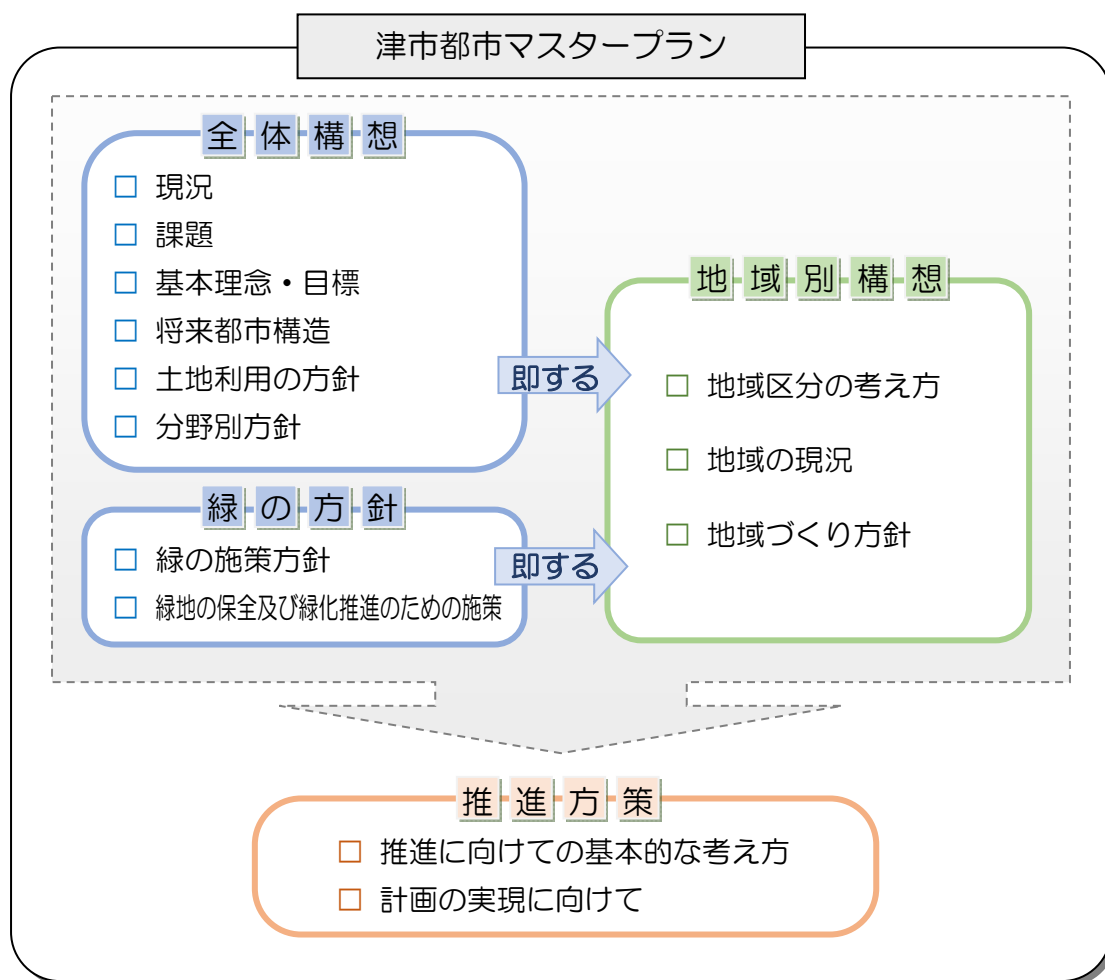
本計画の主な構成は、市域全体を対象とした「全体構想」と市域を5地域に区分した「地域別構想」、それらの構想の実現のための「推進方策」により構成します。

「全体構想」では、津市総合計画の内容を踏まえ、本市の都市づくりにおける基本理念や目標、これらを実現するための将来都市構造や土地利用の基本方針、分野別の都市づくりの方針などを示します。統合する緑の基本計画については、都市公園や自然的環境の整備に関する方針だけでなく、緑の持つ様々な機能を十分踏まえつつ、長期的な視点から緑地の保全及び緑化の推進、その実現のための施策を定め、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくための「指針」としての役割を担うことから、分野別方針とは別に、「緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策」を構成し、方針を示します。

なお、当計画（主に第6章）を都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置付けることとします。

「地域別構想」では、地域ごとの将来像や土地利用など、それぞれの地域の特性を活かした都市づくりを進めるための目標や方針を定めます。

「推進方策」では、各構想で示した目標や方針を実現するための体制や市民などとの協働の方策を示します。



■津市都市マスタープランの構成